

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲を定めること。(第五

条関係)

第二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業所の範囲を定めること。(第五

条の二関係)

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。(附則関係)